

電話詐欺の手口⑧（キャッシュカード詐欺盗）

大手家電量販店、警察官騙り

家電量販店店員役～①「あなた名義の偽造カードを使って買い物をしようとした者がいた。」
「警察から連絡が行きます。」

警察官役～「電気店であなた名義の偽造カードを使用した者を逮捕した。」

②「カードを止める手続きをするので、持っている口座番号と暗証番号を教えて欲しい。」
「これから金融機関の職員が封印手続きに伺いますから、カードを準備して下さい。」
(金融機関職員をかたる者が自宅を訪れる)

金融機関職員役～③「キャッシュカードを封印するので、印鑑を貸して下さい。」
(被害者が居間等に印鑑を取りに行っている際に封筒をすり替えて窃取する)
「一週間くらいしたら、新しいキャッシュカードを作る手続きをしてください。」



ワンポイント解説です

不審点①

あなた名義のカードを使って買い物をしようとした者がいた。

見破りポイント①

不法行為について、警察官ではなく家電量販店が直接電話をかけてくるのはおかしいです。

不審点②

カードを止める手続きをするので、持っている口座と暗証番号を教えて欲しい。

見破りポイント②

相手が誰であれ「暗証番号を教えて」は「詐欺」です。暗証番号は、絶対他人に教えてはいけません。

不審点③

キャッシュカードを封印するので、印鑑を貸して下さい。

見破りポイント③

古いカードを使わないためなら「封印」をする必要がありません。犯行の発覚を遅らせるための方便です。

※ 電話を切ったら、すぐに警察署に電話して確認しましょう。